



宮崎県公報

平成22年8月23日(月曜日) 第2211号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

| | 頁 |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| 告示 | |
| ○民有林の保安林の指定予定(3件)……………(自然環境課) 1 | ○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(水産政策課) 1 |

告示

宮崎県告示第549号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年8月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町脇本字並松3873・3889・字高畑3907(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第550号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年8月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字尾野4298-1、4298-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字尾野4298-1・4298-3(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第551号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年8月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字入野字柿畑1329、1332-10、1332-11、1332-18
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字柿畑1332-10・1332-11・1332-18(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第552号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成22年8月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| | |
|-------------|--|
| 同意成立の届出年月日 | 平成22年 6 月30日 |
| 発起人の住所及び氏名 | 宮崎県延岡市浦城町1130番地 1 砂田隆博 宮崎県延岡市浦城町13番地 後藤智明 |
| 加 入 区 の 名 称 | 延岡市第一加入区 |
| 区 域 | 延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区 |
| 区 分 | 小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業以外のもの |